平成２１年（フ）第２３４３号
札幌市南区南沢５条２丁目８番１号
債務者　中村　　聡
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３７０号
札幌市東区北48条東４丁目３番８―106号
債務者　山川　義徳
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３７７号
札幌市中央区北５条西18丁目１番地　ダイアパレス北５条501号
債務者　阿部　哲也
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３９５号
札幌市東区北25条東２丁目２番８号　光栄荘１号
債務者　疋田　輝奈
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４１６号
札幌市東区北30条東18丁目１番９号
債務者　大竹　裕将（旧姓佐藤・渡會・武者）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４２０号
札幌市東区東苗穂４条１丁目８番12号　沼田マンション201号
債務者　大高　晃子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４３３号
札幌市手稲区西宮の沢６条１丁目14番28―202号
債務者　中田　榮子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４４２号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目１番19―301号
債務者　巻渕みどり
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５３３号
札幌市西区発寒９条11丁目９番30号　Ｓコーポ２―102号
債務者　安惠　惠子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５５８号
札幌市中央区南12条西14丁目２番20―702号
債務者　福田　　守
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５５９号
札幌市中央区南12条西14丁目２番20―702号
債務者　福田美佐子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５６１号
北海道江別市萌えぎ野東14番地の10
債務者　竹川　敏也
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６３７号
札幌市中央区南１条西28丁目３番７―101号
債務者　片山　和明
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６３８号
札幌市豊平区月寒西２条９丁目２番５号　月寒原レジデンス101号
債務者　関　　節子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６４５号
札幌市東区北18条東４丁目４番34号　リバーハイツ202
債務者　堅田　紋加
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６４６号
札幌市東区北18条東４丁目４番34号　リバーハイツ202
債務者　堅田　朋見
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６５８号
札幌市南区真駒内332番地257
債務者　関谷　和導
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部